

○ 農林水産省
国土交通省 令第一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第七十二号）の施行に伴い、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十日

農林水産大臣 江藤 拓

国土交通大臣 中野 洋昌

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

改正後	(構造耐力) 第六条 畜舎等は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、木造の畜舎等で床面積が五百平方メートル以下のもの若しくは木造以外の畜舎等で床面積が二百平方メートル以下のものであつて次条及び建築基準法施行令第三章第二節から第七節の二まで(同令第四十三条第二項及び第五項、第七十条並びに第八十条の三を除く。)の規定に適合する構造方法を用いる畜舎等又は畜舎等若しくは畜舎等の構造部分の構造方法に関し、特別な調査若しくは研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等については、この限りでない。 一・二 (略) 2 (略) (都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の畜舎等の敷地及び構造) 第六十条 建築基準法<u>第六</u>条第一項第三号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、次項及び第三項に定める基準に従い、条例で、畜舎等の建蔽率、畜舎等の高さその他の畜舎等の構造に関して必要な制限を定めることができる。 2 6 (略)
改正前	(構造耐力) 第六条 畜舎等は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、木造の畜舎等で床面積が五百平方メートル以下のもの若しくは木造以外の畜舎等で床面積が二百平方メートル以下のものであつて次条及び建築基準法施行令第三章第二節から第七節の二まで(第四十八条、第七十条及び第八十条の三を除く。)の規定に適合する構造方法を用いる畜舎等又は畜舎等若しくは畜舎等の構造部分の構造方法に関し、特別な調査若しくは研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等については、この限りでない。 一・二 (略) 2 (略) (都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の畜舎等の敷地及び構造) 第六十条 建築基準法第六<u>条</u>第一項第四号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、次項及び第三項に定める基準に従い、条例で、畜舎等の建蔽率、畜舎等の高さその他の畜舎等の構造に関して必要な制限を定めることができる。 2 6 (略)

附 則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。